

議案第 61 号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日 提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係る子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務を加え、同組合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

南部広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合同規約（平成 4 年沖縄県指令総第 713 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (6) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事（豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係るものに限る。）。

別表に次のように加える。

6 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務	豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町、久米島町	民生費	均等割 5% 監査件数割 95%
---	----------------------------------	-----	---------------------------

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。